

○厚生労働省告示第二百三十九号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第九十号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年七月十一日  
厚生労働大臣 田村 憲久

第二号口及び第八号口中「若しくは第五十四条の七」を「から第五十四条の八まで」に改める。